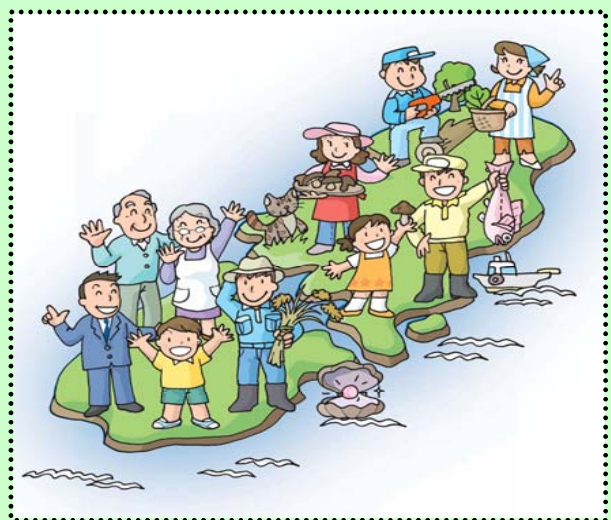


第7回 (仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 【資料2】



- (仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台) に対する意見まとめ
- 条例 (たたき台) の修正案協議
- 条例名募集の方法 (案)
- 地域との意見交換 (案)

平成23年5月24日(火)

(仮称)対馬市市民基本条例(たたき台)に対する第6回検討委員会まとめ(第2条～第14条)

条文区分	条文項目	条文内容に対する意見、検討事項	特記事項
第1章 総則	第2条(最高規範性)	・『最高規範性』を『位置づけ』等わかりやすい表現にするかを検討する。	条例(案)全体を見た中で検討。
		・第2条(最高規範性)と第3条(定義)の条文順序を検討する。	
	第3条(定義)	・第1号条文中”市民”の定義を「市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。」などわかりやすい表現に改める。	条例(案)全体を見た中で検討。
		・第2号”子ども”の定義を『20歳未満を指す』等、わかりやすい表現に改める。 ・第3条”定義”の項目は、再度検討する。	
第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則	第4条(まちづくりの基本理念)	・第1項中の『まちづくりの基本理念』を『まちづくり』に改める。	
第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割	第10条(議会の責務と役割)	・第1項中の『市政運営の監視及びけん制に係る機能』の部分、他の自治体を参考にしながら、わかりやすく改める。	
	第12条(市職員の責務と役割)	・第1項中の『及び上司の命令に従い』は、削除する。	
第4章 市政運営	第14条(組織体制)	第14条中、『流動的な』と言う表現は適さないため、『横断的』など横の連携が図られるようなわかりやすい表現に改める。	
	第18条(個人情報の保護)	第18条中、『条例に定めるところにより』の部分、既存の条例名を入れた方がわかりやすいのではないか。	第17条、第19条、第21条中にも同様の表現がなされている。

(仮称)対馬市市民基本条例(たたき台)に対する第5回ワーキング部会まとめ(前文～第14条)

平成23年5月13日(金)に第5回ワーキング部会を開催し、第6回検討委員会の検討状況を説明、ワーキング部会として意見の取りまとめ等を行った。

条文区分	条文項目	条文内容に対する意見、検討事項	特記事項
前文	—	前文の中に歴史的人物の個人名の記述を入れること疑問を感じる。しかしながら、現在の対馬市の礎を築いた功績、偉業は現代にも語り継がれているものであり、その教えなどは後世に伝えていくべきと思われる。よって、雨森芳洲の前に『中でも』を挿入し、先人の代表的な人物という表現には出来ないか。	
第1章 総則	第3条(定義)	・第2号”子ども”の定義については、長崎県少年保護育成条例を参考にしながら、わかりやすい表現にすればよいのではないか。	
		・第2号”子ども”の定義について、『18歳未満』でよいのではないか。	
第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割	第7条(市民の責務と役割)	・第7条に市民の責務として『納税等の義務』の内容を盛り込みべきではないか。第6条の市民の権利に比べ、市民の責務が少ないように感じる。条文に盛り込むようであれば、『行政サービスの応分の負担』など柔らかい形で条文化できないか。	

(仮称)対馬市市民基本条例(たたき台)に対する意見まとめ

条文区分	条文項目	条文内容に対するご意見	発言委員
前文	—	前文の中に先人の個人名称を入れることに多少違和感を感じます。	國分委員
第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割	第10条(議会の責務と役割)	「議会は積極的に調査研究を行う」、「議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って…」を挿入すべき。	有村委員
第4章 市政運営	第14条(組織体制)	「流動的な」を「機動性のある」に改めたらどうか。	平山委員
	第15条(総合計画)	「適切に進行管理を行うとともに、定期的に進捗状況を市民に公表するものとする」を追加すべき	有村委員
		「並びに」を「を確保し」に	平山委員
	第16条(健全な財政運営)	対馬市においては、特に財政面について、今後共問題のあるところであるので他の市町のように具体的に方針を列挙する必要があると思われる。 次のように改めたらどうか。 「 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。 2 予算及び決算その他市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。」	有村委員 平山委員
第5章 情報共有、参画及び協働	第22条(パブリックコメント)	「意志」を「意思」に。全文を通して。	平山委員
	第26条(男女共同参画)	「男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。」を「男女がお互いの人権を尊重しつつ、協働でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。」に改めたらどうか。	平山委員
	情報公開 他市(責任説明)	情報公開はありますが、市政に関する意見・要望・苦情等のこともあってもよいのではと思います。責任説明を追加できないか。	豊田委員
第7章 国際交流の推進	第28条(国際交流の推進)	「東アジアに輝く……努めるものとする。」を「国際社会で輝く交流の島「対馬」を推進するため、まちづくりやその他あらゆる分野において、東アジアをはじめとする国際交流及び連携に努めるものとする。」に改めたらどうか。	平山委員
第8章 自然環境との共生によるまちづくり	第29条(自然環境との共生によるまちづくり)	「対馬の将来を担う」は削除したらどうか。	平山委員
—	危機管理	福祉関係では災害時等一人の犠牲者を出さないよう学習会を設けたりしているようです。震災を機会に、加えたらどうでしょうか。	豊田委員
—	—	おおむね“解りやすい平易な文言”での内容にして頂きたい。	山根委員

条例（たたき台）の修正案協議

現行の条例（たたき台）	修 正 案
<p>前 文</p> <p>私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。</p> <p>島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。<u>雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。</u></p> <p>そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。</p> <p>今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。</p> <p>そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。</p>	<p>前 文</p> <p>私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。</p> <p>島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。<u>中でも</u>雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきています。</p> <p>そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。</p> <p>今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。</p> <p>そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。</p>

現行の条例（たたき台）	修正案
<p>（最高規範性）</p> <p>第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に関して定めた、本市の最高規範であり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>（<u>条例の位置付け</u>）</p> <p>第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に関して定め<u>るもの</u>であり、市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p>
<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>（1）市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人をいう。</p> <p>（2）子ども 20歳未満の青少年、子どもをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>（1）市民 <u>市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</u></p> <p>（2）<u>削除</u></p>
<p>（まちづくりの基本理念）</p> <p>第4条 まちづくりの<u>基本理念</u>は、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。</p>	<p>（まちづくりの基本理念）</p> <p>第4条 まちづくりは、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。</p>
<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>4 <u>子ども</u>は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>4 <u>20歳未満の市民（以下「子ども」という。）</u>は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p>
<p>（市民の責務と役割）</p> <p>第7条 （省略）</p>	<p>（市民の責務と役割）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p><u>3 市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</u></p>
<p>（議会の責務と役割）</p> <p>第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。</p>	<p>（議会の責務と役割）</p> <p>第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視、<u>政策立案及び市政への提言を行うものとする。</u></p>

現行の条例（たたき台）	修 正 案
<p>（議会の責務と役割）</p> <p>第10条 （省略）</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>（議会の責務と役割）</p> <p>第10条 （省略）</p> <p>2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、<u>地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに</u>市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。</p>
<p>（市職員の責務と役割）</p> <p>第12条 市職員は、<u>市民の信託に基づいていることを自覚し</u>、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>（市職員の責務と役割）</p> <p>第12条 市職員は、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等<u>を遵守し</u>、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。</p>
<p>（組織体制）</p> <p>第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で<u>流動的な組織体制を整備</u>しなければならない。</p>	<p>（組織体制）</p> <p>第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で<u>相互の連携が図れる組織体制を整備</u>しなければならない。</p>

条例名募集の方法（案）について

（条例名募集の基本的考え方）

条例名募集については、幅広い市民からの公募が可能となるような募集方法及び体制を整える必要がある。

よって、市民にわかりやすい形で条例案の解説を行うと共に、周知及び応募先については幅広い形で行うものとする。

（募集時期）

平成23年7月中旬～8月下旬

※地域との意見交換を7月中旬頃の実施を考慮しており、それと同時期に公募を開始する。

（募集内容）

・所定の様式により条例名とその理由を公募する。

（応募先窓口）

・対馬市役所地域再生推進本部

・各地域活性化センター

※各窓口への提出及び郵送、メールによる応募

（周知方法）

・市報7月号

・CATV、対馬市HP

・中学校、高校への募集案内送付

（その他）

・採用された条例名の応募者については、対馬市報にて公表。

条例名募集の実施スケジュール

H23.6. 1

募集要領の決定

決定機関：第8回検討委員会

H23.6中旬

条例案等議会報告

条例名募集、地域との意見交換会等

H23.7中旬

募集開始

周知開始、募集案内発送

H23.8中旬

募集締切

H23.8下旬

応募された条例名の審査に向けた整理

第7回ワーキング部会

H23.8下旬

応募された条例名の審査及び決定

決定機関：第9回検討委員会

H23.9

市長へ条例名を伏して条例案を答申

地域との意見交換（案）について

（地域との意見交換の基本的考え方）

地域との意見交換については、（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会が主体的に実施することとし、意見交換における市民の参画については、ワーキング部会及び事務局において対応するものとする。

地域との意見交換実施スケジュール

H23.5. 24

地域との意見交換開催概要の検討

第7回検討委員会

H23.5.30

地域との意見交換開催概要の検討

第6回ワーキング部会（開催概要の詳細）

H23.6.1

地域との意見交換開催概要の決定

第8回検討委員会

H23.7中旬

地域との意見交換実施（6回）

H23.8下旬

地域との意見交換内容検討

第7回ワーキング部会

H23.8下旬

地域との意見交換を踏まえた答申する
条例（案）の決定

第9回検討委員会

地域との意見交換開催概要

（開催方法）

各町単位（6回）で地域とのこの条例（案）についての意見交換を実施することとし、市民はもちろん、各種委員、団体等への呼びかけを実施し、幅広い参画を求め、多くの市民の意見を聴取する。

（開催時期・時間）

平成23年7月中旬～8月上旬

※開催時期は7月の第2週及び第3週の間で6日間

※開催時間は19時30分～21時を予定。

（意見交換の内容）

- ・この条例制定の必要性
（対馬市の憲法、今後のまちづくりのあり方等）
- ・条例（案）の概要説明
- ・条例案に対する意見交換
- ・アンケートの実施

（市民への呼びかけ）

- ・各種団体、委員、区長等への案内
→各部局より、呼びかけを実施すべき各種団体等の把握。
- ・対馬市報6月号による周知
- ・CATV、対馬HP等による開催案内

（その他）

- ・条例（案）の市民にわかりやすいパンフレット作成。
- ・アンケート内容の検討及び作成
- ・条例名募集の案内 等